

三木町公告第41号

三木浄化センターにおける汚泥の運搬及び処分について一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び三木町物品購入等契約規則（平成17年2月1日規則第1号、以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月5日

三木町長 伊藤 良 春

第1 入札に付する事項

1 業務名及び数量

(1) 業務名

令和8年度三木浄化センター下水汚泥運搬及び処分業務

(2) 予定数量

① 下水汚泥運搬 約225 t

② 下水汚泥処分 約225 t

※ただし、実際の運搬及び処分の数量は、予定数量から増減する可能性がある。

2 業務の内容及び汚泥の性質等

仕様書のとおり

3 業務場所

三木浄化センターほか

4 業務期間

令和8年2月1日から 令和9年3月31日まで

5 入札保証金及び契約保証金

本業務に係る入札保証金については免除とし、契約保証金は三木町物品購入等契約規則による。

第2 入札参加資格

入札参加者は、次の要件を全て満たしていること。

1 入札者の構成等

入札者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「処分業者」という。）と廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「収集運搬業者」という。）により構成されるグループ又は単独で産業廃棄物処分

業の許可及び産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とし、グループにて入札に参加する場合は、次の要件を満たすこと。

- (1) 廃棄物処理法に基づく処分業者を代表者とし、代表者が落札者決定までの手続を行い、全ての責任を負うこと。
- (2) 第3に定める手続において、入札者の構成員を明らかにすること。
- (3) 入札参加確認を受けた後に、入札者の構成員を変更することは認められない。
- (4) 入札者の構成員は、入札者又は他の入札者の構成員になることができない。

2 単独の業者及びグループの構成員に求める要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）。
- (2) 三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱（平成23年三木町要綱第2号）又は香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）による指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (7) 法人税及び地方税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。

第3 入札参加資格の確認の申請

入札への参加を希望する者は、次に定めるところにより、所定の書類を提出し、第2に定める入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入

札に参加することができない。

1 提出書類

次の(1)～(9)の書類を併せて提出すること。

なお、グループで入札に参加する場合は、グループの構成員全者について(1)～(9)の書類提出を求める。

ただし(※)を付した(5)～(9)については、令和7・8年度三木町物品の買入れ等に係る入札参加資格審査申請を行った者にあつては提出不要とする。

また、各証明書(写し可)については、発行後3か月を超えないものとする。

(1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(2) 下水汚泥の処分方法等届出書(様式第2号)

下水汚泥の処分方法については、次の方法のうちのいずれか1つを選択して届け出るものとする。

(ア) 最終処分

(イ) 中間処理

最終処分は、全量、焼成(セメント資源化)等再資源化(以下「再資源化」という)処理すること。

中間処理は、最終処分を再資源化処理とするものに限る。

なお、中間処理を選択する場合は、最終処分(再資源化)処理を行う処分業者を併せて届け出るものとする。

(3) 共同入札願い(様式第3号)

第2の1(2)に関し、「構成員」及び収集運搬業者が複数となる場合は、その「運搬区間」を記載した書類

(4) 業務を履行することができることを確認できる書類

(ア) 処分業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し(2で(イ)

中間処理を選択した場合は、最終処分を行う処分業者に係る同許可証の写しを含む。)

(イ) 収集運搬業者 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(産業廃棄物の積卸し及び積替えを行う区域を管轄する許可権者の発行した許可証の写し全て)

(5) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(※)

(6) 法人税と消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書(納税証明書その3の3)(個人にあつては、所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書(納税証明書その3の2)) (※)

(7) 香川県税の全ての税目について、未納の税額がない旨の証明書(香川県から課税されている場合に限る) (※)

- (8) 三木町税の全ての税目について、完納証明書（三木町から課税されている場合に限る）（※）
- (9) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（※）

2 提出方法

持参又は郵送のいずれかとし、それぞれ次に定めるところによる。なお、提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

(1) 持参の場合

ア 提出場所 三木町契約監理課

イ 提出期間 令和7年11月5日(水)から令和7年11月18日(火)まで

*ただし、三木町の休日を定める条例（平成元年三木町条例第12号）第1条第1項に規定する休日（以下単に「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 郵送の場合

ア 提出先 三木町契約監理課

イ 提出期限 令和7年11月18日(火)午後5時00分（必着）

ウ 郵送方法 一般書留又は簡易書留郵便とし、封筒には「入札参加資格確認申請書在中」の表示をすること。

3 提出部数 2部

4 確認結果の通知

申請者には、令和7年11月25日(火)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を郵送する。

- (1) 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨
- (2) 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

第4 質疑及び回答

1 受付期限 令和7年11月18日(火) 午前10時00分

2 受付場所 三木町環境下水道課

3 提出方法 質疑がある者は、提出期限内に上記の受付場所に質疑書を持参又はFAXし、FAXの場合は、必ずFAX送信後に電話にて着信の確認をすること。（質疑のない者は、FAXや連絡は不要。）

質疑書の原本は、提出の必要はない。

4 質疑に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧方法 三木町ホームページ(<http://www.town.miki.lg.jp>)で閲覧に供する。

- (2) 閲覧期間 令和7年11月25日(火)から令和7年12月8日(月)まで。

第5 入札等

- 1 入札及び開札の日時 令和7年12月8日(月) 午前9時30分

- 2 入札及び開札の場所 香川県木田郡三木町大字氷上 310番地
三木町役場会議室棟 1号会議室

3 入札の方法

- (1) 持参により提出するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。
- (2) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとし、提出しない者は入札に参加できない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総計額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、3回までとし、初回の入札で落札者がいない場合は引き続き再度の入札を行う。

4 開札 入札後、直ちに開札する。

5 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は三木町競争入札参加心得（以下「心得」という。）において示した条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格があると確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けるなど、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

第6 落札者の決定方法

- 1 入札書に記載された1tあたりの下水汚泥運搬及び下水汚泥処分単価に予定数量を乗じた金額の合計が、予定価格表における入札書比較価格内であって、最低価格の入札をした者を落札者とし、単価契約により契約を締結する。
- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

第7 契約の締結

- 1 当該入札に付する業務に係る委託契約の締結について、落札者が2人以上の業者で構成されたグループである場合は、入札書記載の1tあたりの単価（A）に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に基づき、グループの構成員とそれぞれ処分

又は収集運搬に係る単価契約を締結するものとする。なお、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。

- 2 第1の1の(2)に示す数量は、現時点の予定数量であり、契約締結後に増減があった場合も契約単価の変更は行わないものとする。

第8 注意事項その他

- 1 入札参加者は、この公告のほか、規則、心得、三木町物品購入等契約約款の内容を遵守しなければならない。
- 2 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、町は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- 3 この公告に記載のない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び規則その他関係規程の定めるところによる。
- 4 入札及び契約に関して要した費用については、全て入札参加者及び契約の相手方の負担とする。
- 5 町長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、町長は、その責めを負わない。

第9 問合せ先

- 1 契約担当課 三木町契約監理課

郵便番号：761-0692

住 所：香川県木田郡三木町大字氷上310番地

電話番号：087-891-3323（内線2312）

F A X：087-898-1994（代表）

- 2 質疑担当課 三木町環境下水道課

郵便番号：761-0692

住 所：香川県木田郡三木町大字氷上310番地

電話番号：087-891-3315（内線4113）

F A X：087-891-3328